

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 118 報告セグメントの決定について

今回はセグメント情報の開示について、主に報告セグメントの決定までをご説明したいと思います。

セグメント情報の開示に関しては、「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第 17 号）」（以下、「基準」）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 20 号）」が、企業会計基準委員会より公表されています。

セグメント情報とは、売上高、利益、（又は損失）、資産その他の財務情報を、事業の構成単位に分別した情報です。「基準」では、マネジメント・アプローチを採用しており、経営者が経営上の意思決定を行い、また、業績を評価するために、企業の事業活動を区分した方法に基づいて、単一の区分方法により財務諸表に開示することとしています（基準 61 項）。マネジメント・アプローチを採用する事としたのは、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を理解できる情報を財務諸表に開示することによって、財務諸表利用者の意思決定により有用な情報を提供することができると判断されたためです（基準 50 項）。

「基準」では、セグメント情報を開示するにあたり、報告すべきセグメントを決定するため、(1) 事業セグメントの識別、(2) 報告セグメントの決定という二段階のプロセスが必要であることが示されています（基準 6 項、10 項）。ここでポイントとなるのは、「事業セグメント」として識別されなければ「報告セグメント」には成り得ないということです。

- (1) 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で次の要件全てに該当するものをいいます（基準 6 項）。
 - イ 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む。）
 - ロ 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
 - ハ 分離された財務情報を入手できるもの

(2) 「報告セグメント」とは、識別された事業セグメント又は集約基準に基づき集約された事業セグメントの中から、量的基準に従って、報告すべきセグメントとして決定されたものをいいます（基準 10 項）。

集約基準は、複数の事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することができる場合の要件（集約することがセグメント情報を開示する基本原則と整合している等）を定めたものであり、当該要件をすべて満たす場合には、事業セグメントを集約することができるかとされています（基準 11 項）。

量的基準は、重要性の低い事業セグメントの開示を省略する際に考慮すべき一定の基準値を定めたものであり、量的基準（売上高がすべての事業セグメントの売上高の合計額の 10%以上である等）を満たす事業セグメントを報告セグメントとして開示しなければならないとする一方で、量的基準のいずれにも満たない事業セグメントを、報告セグメントとして開示することを妨げないとされています（基準 12 項）。

以上の二段階のプロセスを経て、報告すべきセグメントとして決定されたセグメントが、「報告セグメント」として開示されることとなります。